○○町内会規約【例】

1. **総則**

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 行政情報の配布等区域内の住民相互の連絡に関すること
2. 美化・清掃等、区域内の環境の整備に関すること
3. 集会施設の維持管理に関すること
4. 区域内住民の福祉の向上、相互親睦に関すること
5. その他、地域の発展及び市政への協力に関すること

|  |
| --- |
| * スポーツや芸術等の特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を目的に定めること。 * 団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に。 |

（名称）

第２条　本会は、○○自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、下妻市市○○町の区域とする。

|  |
| --- |
| * 客観的に明確であること。 * 町名、字、地番、「○○町のうち△△川より北の区域」等、具体的に。 |

（事務所）

第４条　本会の事務所は、○○公民館に置く。

|  |
| --- |
| * 「集会施設に置く」「会長の自宅に置く」等の標記の他、地番表示も可。 * 変更がある際は、市へ届出が必要なので、流動的でないほうが望ましい。（会長の自宅の住所にしてしまうと、会長が変わるたびに変更の必要がある。「会長の自宅に置く」などとすればその必要はない） * 事務所を「集会施設に置く」とした場合、行政からの文書の送付先を会長宅等にするようにしたほうがよい。 |

1. **会員**

（会員）

第５条　本会は、第３条に定める区域に住所を有する全ての個人が会員となることができる。

２　第３条に定める区域に住所を有し、本会を賛助する法人及び団体は、総会の表決権を有しない賛助会員となることができる。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

|  |
| --- |
| * 「区域内に住所を有する個人」であること以外を加入条件にしてはならない。   ＝年齢や性別等での加入制限は不可。 |

（入会）

第７　本会に入会しようとする者は、入会届出書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

|  |
| --- |
| * 会費は流動的であるので、「別に定める」ことが望ましい。 |

（退会）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

1. 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 本人より、退会届出書（様式第２号）が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

３　退会した会員は、本会の保有する資産についての全ての請求権を放棄したものとみなす。

|  |
| --- |
| * 入会手続きは、入会する者の意思が確認できるものであれば可。 * 「正当な理由」とは、その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される場合。 |

1. **役員**

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

1. 会長　１名
2. 副会長　○名
3. 会計　○名
4. 書記　○名
5. 監事　○名
6. △△△　○名

|  |
| --- |
| * 会長（代表者）…１名の選出が必須。 * 副会長…代表者に事故があった時のために、代行者（副会長）を設置することが望ましい。ただし、その際代行者は法律行為を行う権限を有さないので、速やかに総会で後任の代表者を選出することが必要。 * 監事…必須ではないが、団体の健全な運営のため、設置することが望ましい。職務の性質上、他の役員との兼任は不可。 * また役員会の構成員となることも不可。（出席することは可能だが、表決権は有しない。） |

（役員の選任）

第１０条　役員は総会において、会員の中から選出する。

２　監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１１条　役員の職務は以下に定めるとおりとする。

２　会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、市の自治区長の職を兼務する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

５　書記は、会務を記録する。

６　監事は、次に掲げる業務を行う。

1. 本会の会計及び資産の状況を監査すること
2. 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
3. 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
4. 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

|  |
| --- |
| * 副会長が１名の場合、順序の指名は不要。 |

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

|  |
| --- |
| * 副会長が１名の場合、順序の指名は不要。 |

1. **総会**

（総会の種別）

第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第１４条　総会は会員をもって構成する。

（総会の機能）

第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

|  |
| --- |
| * 役員会に委任したもの意外は総会で議決すること。「役員の選出」「事業計画の決定」「事業報告の承認」「予算の決定及び決算の承認」「規約の改正」… |

（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年○月に行うものとする。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 総会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
3. 第１１条６項第四号の規定により監事から開催の請求があったとき。

|  |
| --- |
| * 最低年１回の開催が必須。 * 財産目録を作成する必要があるので、通常総会は会計年度終了後３ヶ月以内。よって、月を指定するのではなく、「毎年度決算終了後３ヶ月以内に開催する。」ということも可能。 |

（総会の招集）

第１７条　総会は会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内並びに日時及び場所を示して、開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

|  |
| --- |
| * 代表者が招集する場合の他、会員及び監査からの総会開催請求の際の召集についても定めておくべき。 |

（総会の議長）

第１８条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

|  |
| --- |
| * 規約に定めず、総会毎に選任することも可。 |

（総会の定足数）

第１９条　総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない

|  |
| --- |
| * 地方自治法で特に定められていないが、規約に明記しておくべき。 |

（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

|  |
| --- |
| * 地方自治法で特に定められていないが、規約に明記しておくべき。 |

（会員の表決権）

第２１条　会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

1. △△△に関すること
2. ×××に関すること。

|  |
| --- |
| * 総会の表決権は基本的に１人１表。 * 世帯ごとに１票で議決する事項がある場合は、あらかじめ定めておくこと。その場合には、会員の表決権を　「制限」するのではなく、「まとめる」という考え方。 |

（総会の書面表決権）

第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

|  |
| --- |
| ・総会に出席できない会員による委任、表決権について定めておくこと。 |

（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開催の日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
3. 開催目的、審議事項及びその結果
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長が指名し、その会議で承認された議事録署名人２名以上が署名押印をしなければならない。

|  |
| --- |
| ・申請時のほか代表者や規約等の変更時に、市に議事録を提出しなければならないので定めておくこと。 |

1. **役員会**

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

|  |
| --- |
| * 前述のとおり、監事は執行監査の職務の性質上、役員会に出席しない、もしくは表決権を持たないことが妥当。 |

（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

|  |
| --- |
| * 総会と同様、招集について定めること。 |

（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

1. **資産及び会計**

（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. その他の収入

|  |
| --- |
| * 地縁団体の法人化の目的は資産を団体名義で登記することにあるため、流動、固定資産全てを記載する。「別に定める財産目録記載の資産」にしておくと簡便。 |

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び決算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

1. **規約の変更及び解散**

（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、下妻市長の認可を受けなければ変更することはできない。

|  |
| --- |
| * 定数「４分の３」は変更可能だが、重要な事項につき、慎重に検討すべき。 |

（解散）

第３７条　本会は、次の各号に揚げる場合に解散する

1. 本会が破産したとき
2. 認可地縁団体の認可が取消となったとき
3. 解散することが総会で議決されたとき
4. 構成員が欠乏したとき

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員数の４分の３以上の承認を得なければならない。

|  |
| --- |
| * 上記以外の解散事項を定めることも可。 * 定数「４分の３」の変更は可能だが、重要な事項につき、慎重に検討すべき。 |

（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

|  |
| --- |
| * 帰属権利者を、営利法人や個人とすることは不可。 |

**第８章　雑則**

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

1. 規約
2. 会員名簿
3. 認可及び登記等に関する書類
4. 総会及び役員会の議事録
5. 収支に関する帳簿
6. 財産目録等資産の状況を示す書類
7. その他必要な帳簿

　２　前項の帳簿及び書類は、会員が目的、自由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

|  |
| --- |
| * ○○は「会長」や「役員会」と定めることがふさわしい。 * 委任することについて総会の議決を経なければならない。（ただし、個別事項の委任ごとに議決を経る必要はない。） * 「弔慰金規程」や「旅費規程」を細則として定めることも可。 |

**附則**

１　この規約は、○○年○月○日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△△年△月△日までとする。